

FP で学ぶお金の節約術～ライフプランに役だたせる

(1) 平均寿命と 90 歳まで生存する割合について

平均寿命 男性 79.59 歳 女性 86.44 歳

【90 歳まで生存する割合：男性 22.2% 女性 46.4%】

(2) 民間給与の実態

【平成 21 年分 国税庁 民間給与実態統計調査より】

平均給与 406 万円

男性のケース 年間給与 400 万円以下 45.1% 約 1224 万人

女性のケース 年間給与 400 万円以下 82.9% 約 1481 万人

(3) これから、仮に年収（手取）が上がらない場合どうすればよいか・？

- 貯蓄額をアップする（お金を働いてもらう）
- 支出額を減少させる など

※根性などの精神論で果たして支出等を減少させることはできるか？

(4) 1 日約 330 円の節約が 30 年間で 360 万円の差につながる

1 日約 330 円の節約 ⇒ 1 月 1 万円の節約 ⇒ 年間 12 万円の節約

⇒ 10 年間 120 万円の節約 ⇒ 30 年間 360 万円の節約

(5) なんとなく節約ばかりすると・・・疲れるのでは・・・？

- 家計上手な方の主な特徴・・・お金を使うところと使わないところをしっかりと考えている。

目的意識がある。

金融商品や保険商品をよく知っている。

- 家計下手な方の主な特徴・・・このままでいいか迷いながら暮らしている。

節約してみるが（ダイエットと同じで）、すぐにあきらめてしまう。

家計がギリギリの状態になったとき、はじめてハッと気づく。

金融商品や保険商品について詳しく知らない。

なんとなく暮らしている。

(6) スポーツを習得する時、本だけで習得することは可能？

なにかスポーツを習得する時、本だけで習得できるほど甘くはありません。同様に家計も机上ではなく実務の世界なので、良い指導者（講師）等 から学ぶ必要があります。世の中が複雑になればなるほど、金融商品や保険商品、税金、社会保険の学習は家計にとって必要不可欠となります。

■中途半端な知識は大げがのもと

《参 考：よくありがちなお話し》

試験対策用の書籍のみで学習している田中さんはこの度 F P 3 級試験にチャレンジすることにしましたその書籍には、試験対策用としてコンパクトにまとめるための工夫がされており、住宅ローン控除の適用要件は **50 m²以上**が適用要件の一つと記されており、それ以外の記述はありませんでした。

後日、田中さんは実務の現場で、分譲マンション購入予定のお客様に分譲マンションのパンフレットに**購入予定の物件が 52 m²**と記されていたため、お客様には書籍で学んだ通り「住宅ローン控除が適用できます。」と回答してしまい、後日、大きなトラブルに発展してしまいました。

⇒ 実は一般的にマンションのパンフレットに記されている専有面積は**壁芯面積**となっており、**住宅ローン控除の適用対象面積は登記記録の面積（マンションの場合は内法面積）**となっていることから、パンフレットに 52 m²と記されていても、内法面積で 50 m²未満のケースの場合は、住宅ローン控除の対象にならな

いのです。購入予定のマンションは内法面積で 50 m²未満だったので住宅ローン控除の対象外であったわけです。試験対策用の書籍だけの学習だけでも自分で細かく調べできれば、盲点に気づくはずなので問題ないのですが、自分自身の調査だけでは限界があるケースが一般的なので専門学校に通い講義等で正確な知識を講師から聞いていればトラブルにならなかったケースの一例です。

⇒ わかったつもりが一番怖い・・・一例です。

(7) 可処分所得（手取収入）と年間貯蓄額、年間総支出額の関係

これから、仮に年収（手取）が上がらない場合どうすればよいか・？

- 貯蓄額をアップする
- 支出額を減少させる など 努力する必要あり。

可処分所得（手取収入）－ ①年間貯蓄額 = 年間総支出額

- ② 基本生活費
- ③ 住居費
- ④ 教育費
- ⑤ 保険料
- ⑥ その他支出
- ⑦ 一時的な支出

FPの学習と家計の関係

- ①年間貯蓄額・・・金融資産運用（株式・債券・投資信託・預貯金等）
- ②基本生活費・・・ライフプランニングと資金計画 他
- ③住居費・・・・・・・ライフプランニングと資金計画 不動産 他
- ④教育費・・・・・・・ライフプランニングと資金計画 他
- ⑤保険料・・・・・・・リスク管理 他
- ⑥その他の支出・・・ライフプランニングと資金計画 他
- ⑦一時的な支出・・・ライフプランニングと資金計画 他

※ タックスプランニング（税金）は家計全般に係ってきます。

※ 相続の際には、相続の知識も重要です。

FPの学習分野（6分野）

ライフプランニングと資金計画・リスク管理・不動産・金融資産運用・タックスプランニング・相続事業承継

(8) FPなら知っている家計に関する様々な知識 ※下記は、ほんの一例です。

FPなら知っている・・・貯蓄額をアップさせるための身近な一例

■ 知っていれば得！！知らなければ損！！ネット定期預金の活用

(同じ定期預金でも利息額に違いが・・・)

2010年5月1日現在	某ダイレクト定期預金	300万円	0.3%
	税引前	9000円	
	某定期預金【店頭】	300万円	0.03%
	税引前	900円	

(※各金融機関により金利は異なります。上記はあくまで一例です。)

■ 意外と盲点！！定期積金（信用金庫等）の活用

低金利時代は金利のみならず、様々な特典を上手に活用することも有効。

⇒定期積金は毎月一定額を積み立てる商品で、積立期間中一定要件を満たすと地域の特産品（こしひかり 1 K g 【某信用金庫】・仙台味噌 【某信用金庫】・焼き豚生ハム詰合【某信用金庫】）などが選択でき、毎年 1 回（特典等の内容は金融機関により異なる）配送される特典がつく定期積金もあります。

上手に活用すれば食費等の節約につながります。

※金融商品の選択は個人向け国債や投資信託、債券、外貨預金など選択肢は様々ですが、金融商品の本質が理解できていないと、自分自身で運用する際の支障となります。また、銀行が破綻したら？保険会社が破綻したら？などもしっかりと把握しておく必要があります。疑問点は不明のままにせず、講師等と直接会話し、疑問点を解消することが効果的です。

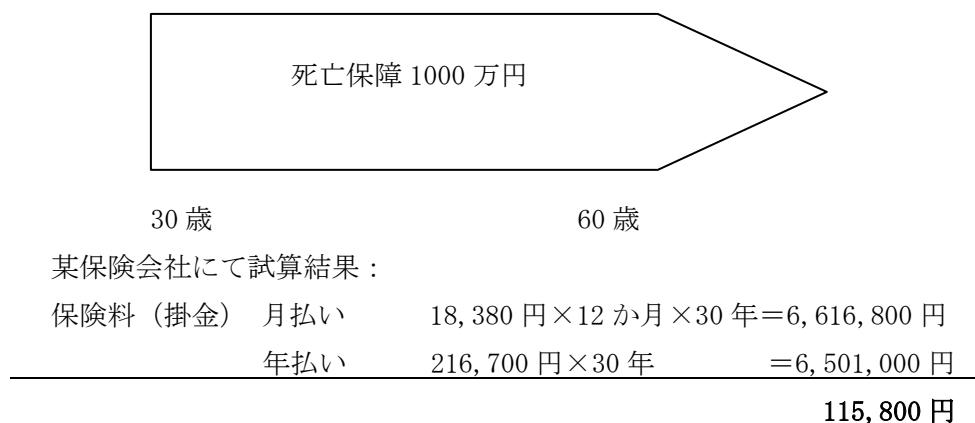
FP なら知っている・・・保険料を上手に削減（節約）させるための身近な一例

《保険料について》

- 月払いより年払いの方がお得！！
- 保険料は、同じ保障内容であっても各社によって異なるケースが一般的

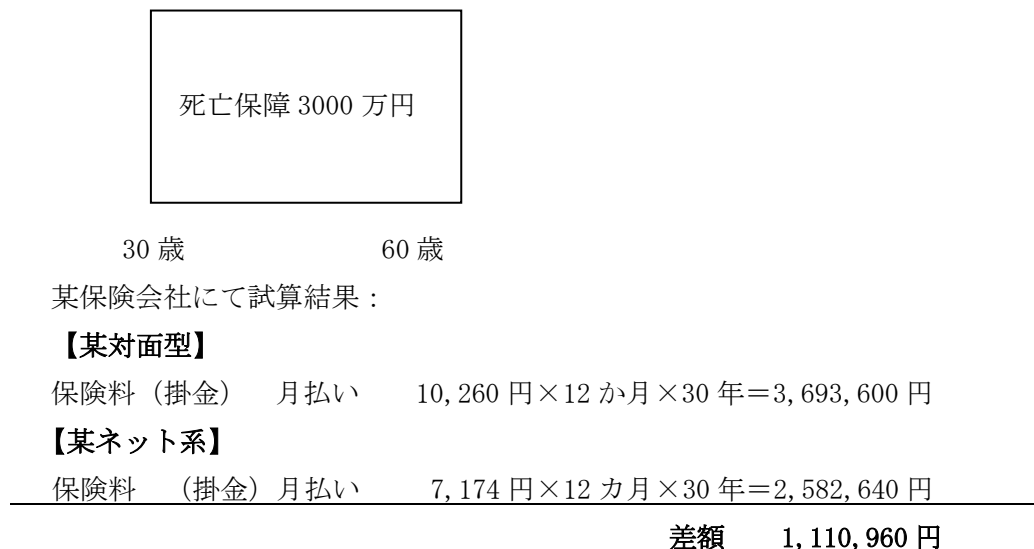
【月払いより年払いの方が得】

■ 終身保険のケース



【保険会社により保険料に違いがある】

■ 定期保険のケース



※保険各社によって保険料に違いがあります。各自で保険料を比較してみましょう！！

FPなら知っている・・医療費を上手に削減（節約）させるための身近な一例

■各自治体のホームページ等を参照し、自治体サービスが充実している

場所に居住することも効果的

（ケース）病気がちな子供がいるケース等は居住場所に工夫することも重要

（※下記は世田谷区のケース）

世田谷区では、0歳から15歳に到達後最初の年度末(3月31日)までの子どもの医療費（4月1日生まれの方は前日の3月31日まで）の保険診療内の自己負担分を助成します。

一般的な健康保険の自己負担割合とは・・・？

小学校入学後から70歳未満	3割
0歳から小学校入学前まで	2割

⇒ 社会保険の知識があれば、より効果的です。

FPなら知っている・・公的年金の仕組みと繰り下げ制度

2F 老齢厚生年金 【現役時代の報酬により年金額が異なる】

1F 老齢基礎年金（国民年金） 【満額 788,900 円／年】

- 平成21年3月までは基礎年金部分の国庫負担3分の1、
平成21年4月以降国庫負担2分の1に引き上げ・・・その背景とは？
- 1か月繰り下げごとに0.7%ずつ増額・・・
60か月繰り下げると42%増額！！

意外と盲点！！住居費の削減

① 賃貸で12万円の家賃を36歳から86歳まで払い続けると・・・

$(86 \text{ 歳} - 36 \text{ 歳}) \times 12 \text{ カ月} \times 12 \text{ 万円} = 7200 \text{ 万円}$

② 賃貸で10万円の家賃を36歳から86歳まで払い続けると・・・

$(86 \text{ 歳} - 36 \text{ 歳}) \times 12 \text{ カ月} \times 10 \text{ 万円} = 6000 \text{ 万円}$

ちょっとした違いに早く気づくかどうか？で50年間で

⇒ 1200万円の違いが生じる

※住まい方の選択肢や定期借家契約と普通借家契約の違い、

不動産の法律関係等を知っているか否かにより、一生涯の「住まい方」に影響があるかも・・・？

マイナスの財産も相続するって知ってました？

相続人（もらう人）は被相続人（あげる人）のプラスの財産だけでなく、借金などのマイナスの財産も相続します。特に親が借金をしている場合は要注意です。なお、相続人は、被相続人の財産上の権利義務を相続するか否かを自由に決めることができます。

ポイント⇒ 相続開始があったことを知った日から3か月以内に判断することです。

● 単純承認

被相続人の権利義務を無制限に全て承継する方法です。

※主な注意点：もし、借金などの債務がプラスの相続財産より大きい場合は、相続人は自分の固有の財産から弁済しなければなりません。

● 限定承認

相続によって得た財産の限度においてのみ債務を相続する方法です。したがって、債務が相続財産を超過しても、相続人は自分の固有の財産から弁済する必要はありません。

※主な注意点：相続開始があったことを知った日から 3 カ月以内に、相続人全員で家庭裁判所に申述する必要があります。

● 放棄

被相続人の権利義務の承継をすべて拒否することをいいます。この場合、プラスの相続財産を承継せず、債務も負担しません。

つまり、プラスの財産もマイナスの財産も全て放棄することになります。

※主な注意点：相続開始があったことを知った日から 3 カ月以内に、家庭裁判所に申述する必要があります。相続人全員ではなく、1 人でも放棄は可能です。

意外と知られていない重要ポイント：

相続を放棄した者であっても、原則として生命保険金等は取得することができます。

（９）FPの知識を持っていると自分に自信がつきます

世の中や経済の流れ・仕組みがわかるようになり、保険商品や金融商品、税金や社会保険に詳しくなると・・・

- ・金融商品の選択肢の中で経済状況に合わせた運用等の判断力が身に着く
- ・新聞やニュースが面白くなる
- ・自分自身の幅が広がる
- ・住宅ローンの選び方が変わる
- ・ライフスタイルに合わせた保険商品を選びやすくなるため、合理的な保険に加入しやすくなる。
- ・老後の暮らし方について自分自身の今後の暮らし方が見えてくる など

⇒ FPの知識は「家計に関する知識」ですので、自分自身に自信が持てるようになります。

(10) **3級FP技能士**と**AFP(2級FP技能士)**の違いって何？

■ 履歴書の評価や実務能力、家計分析能力の違い

3級FP技能士

3級FP技能士は、FPの入り口、いわば入門資格です。ないよりはあったほうが、知らないより知っていたほうが家計に役に立つことは間違いありませんが、就職や転職の際に履歴書に書いて、評価されるかどうかは疑問です。また、実務として独立系FPのサポートができるかどうかは疑問です。

⇒3級は**気づき**（こんな金融商品がある。こんな保険商品がある。こんな税制度がある等）が主なポイントです。

2級FP技能士 (AFP)

就職や転職、実務に役立てる場合、一般的に2級(AFP)が社会評価の基準なので、就職や転職・実務に役立てる場合、最終目標は2級(AFP)以上に設定することが必要となります。また、一般的に実務として独立系FPのサポートができるようになります。

⇒3級の基礎知識をもとに応用力を得ながらいかに家計で使いこなせるか？

コンサルティングできるか？がポイントです。

■ 試験から捉える **3級FP技能士**と**2級FP技能士 (AFP)**の違い

(学科試験から捉える3級と2級の難易度の相違点)

3級

○×式・3択式

2級 (AFP)

4択式

(※ 試験問題は学科試験と実技試験から構成されております。)

「気づき」で終わらせるか？「気づいて使いこなせるようにする」かはあなた次第！！